

(仮称) いわき市中小企業振興条例の構成に
ついて

1 他市の条例構成(平成25年度以降)

	仙台市	大分市	北九州市	新潟市	松山市	相模原市	前橋市	東大阪市	熊本市	名古屋市	(参考) 福島県
施行日	H27. 4. 1	H27. 4. 1	H27. 4. 1	H26. 10. 1	H26. 4. 1	H26. 4. 1	H25. 10. 1	H25. 4. 1	H25. 4. 1	H25. 4. 1	H18. 10. 17
前文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
目的	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定義	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基本理念	—	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
市の責務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中小企業者の役割	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市民の役割	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大企業等の役割	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
大学等の役割	○	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—
金融機関等の役割	○	○	○	○	○	—	○	—	—	—	—
小規模企業者への配慮	○	○	○	○	—	○	—	—	—	○	—
施策の基本方針	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
推進体制	○	○	—	○	○	—	—	○	○	—	○
備考				議員提案		議員提案					議員提案

2 (仮称)いわき市中小企業振興条例の構成(案)

【条例の構成】

- (1) 前文
- (2) 目的
- (3) 定義
- (4) 基本理念
- (5) 責務・役割
- (6) 施策の基本方針
- (7) 推進体制等に関する項目

【前文】

いわき市の歴史的背景や中小企業等が果たしてきた役割を振り返るとともに、現状や課題を認識し、条例を制定する趣旨を明らかにする。

- 本市の特色(経済、地形、環境、人口等)
- 震災や原発事故の影響等(風評対策)
- 地域産業発展の経緯(製造業など)
- 中小企業の重要性
- 市内経済団体との意見交換により整理した現状や課題

2 (仮称)いわき市中小企業振興条例の構成(案)

【目的】

条例制定の目的について説明する。

- 中小企業や小規模企業の重要性の認識
- 市や中小企業等の責務や役割の設定
- 地域経済の向上や市民生活の向上
- 市の施策の推進など

【定義】

条例において用いる用語を定義し、共通の理解を持って条例の解釈ができるよう整理する。

- 中小企業者や小規模企業者などの定義

(参考) 中小企業者の定義

業種分類	定義			
製造業その他	資本金の額 又は 出資の総額が	3億円以下の会社	又は 常時使用する 従業員の数が	300人以下の会社及び個人
卸売業		1億円以下の会社		100人以下の会社及び個人
小売業		5千万円以下の会社		50人以下の会社及び個人
サービス業		5千万円以下の会社		100人以下の会社及び個人

(参考) 小規模企業者の定義

業種分類	定義
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

2 (仮称)いわき市中小企業振興条例の構成(案)

【基本理念】

「中小企業基本法」、「中小企業憲章」、「小規模企業振興基本法」や「小規模支援法」の「基本理念」を踏まえ、本市の中小企業振興を図る上での基本的な考えを明示する。

【責務・役割】

中小企業の振興を図るためには、中小企業者等や市・関係団体等が一体となって取組みを行う必要があるため、中小企業者の努力等、市の責務、大企業者並びに関係団体・関係機関・市民等の役割を示す。

※女性、青年などの多様な人材の確保や活躍の推進、ワークライフバランスの視点について検討。

※小規模企業者への配慮などについて検討。

※大企業の役割・責務についても明示的に示す方向で検討(例:技術・特許の還元等を通じた中小企業の育成・支援に関する努力規定など。)

※市民等に対し、ふるさといわきへの誇りを育むことで中小企業への人材確保・定着といった視点について検討。

【施策の基本方針】

具体の施策ではなく、行政が今後取り組む中小企業振興に関する基本的な方針を明示することで、中小企業支援の方向性を示す。

※震災復興・風評対策についての施策の方向性についても明示することを検討。

【推進体制等に関する項目】

条例制定後に中小企業、市、関係団体等が一丸となって中小企業振興に取り組んでいくための考え方を示す。